



令和7年度 愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修
体制整備担当者向け（設置者・管理者・サービス管理責任者等）

虐待防止・身体拘束等適正化に向けて④

委員会・研修について

社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛知県済生会
愛知県三河青い鳥医療療育センター
三浦 宏太

委員会・研修・担当者等についての規定



虐待の防止	身体拘束等の禁止	(参考) 業務継続計画 (BCP) の策定等	(参考) 非常災害対策
早期発見、迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、運営規程に定める。	身体拘束等の適正化のための指針を整備。	感染症や非常災害の発生時の業務継続計画を策定し、必要な措置を講じる。従業者に計画を周知。	消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備。従業者に周知。
虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催。その結果を従業者に周知徹底。	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催。その結果を従業者に周知徹底。		
従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施。	従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施。	必要な研修及び訓練を定期的実施。	定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施。
担当者を置く。			防火管理者

※「定期的」は年1回以上

※「従業者」は全ての職員を対象に

※虐待防止の取り組みで身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす

虐待防止、身体拘束適正化の必須テキスト



障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き
(身体拘束適正化について P34～)

職場内虐待防止研修用冊子

障害者福祉施設等における
障害者虐待の防止と対応の手引き

令和6年7月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における
障害者虐待防止法の理解と対応



この冊子は、障害者虐待防止法を理解し、虐待防止に取り組むために、施設・事業所の中で、すべての職員（支援員、事務員、調理員、運転手等の職種や、正規職員、非常勤職員等、雇用条件に関わらず）が共通に読み合わせをするための冊子です。

20分程度で終わりますので、職員の共通認識をもつためにも、読み合わせをしながら学びましょう。



虐待防止委員会

虐待防止委員会の役割（手引きP17）

①虐待防止のための計画づくり

虐待防止の研修、虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善、
ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し、
マニュアルやチェックリストの作成と実施、
掲示物等ツールの作成と掲示等の実施計画づくり

②虐待防止のチェックとモニタリング

虐待防止の取組の実施

③虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

虐待やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて障害者福祉施設
等としても事案を検証の上、再発防止策を検討し、実行に移していく

※ 年1回以上開催する ⇒ 年1回以上実施の虐待防止研修の内容検討をすることは必ず必要

虐待防止研修



虐待防止研修の内容（手引きP20～）

- ① 虐待防止や人権意識を高めるための研修
- ② 職員のメンタルヘルスのための研修
- ③ 障害特性を理解する・知識や技術向上のための研修
- ④ 事例検討
- ⑤ 利用者や家族等を対象にした研修



職場内研修の具体的内容例

- ① 「職場内虐待防止研修用冊子」の読み合わせ

- ② 「手引き」P8～10 「(表-1) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型(例)」を用いて職員同士で話し合う
 - ・ 自事業所で起きるかもしれないことを想定してみる
 - ※虐待と言い切れないグレーゾーンも
 - ・ 虐待のきっかけになるかもしれないことを挙げてみる
 - ※今は虐待とは言わないけどちょっと気になる関わり方について考える



(表-1) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型 (例)

区分	
身体的虐待	<p>① 暴力的行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。・ぶつかって転ばせる。・刃物や器物で外傷を与える。・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。・本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。 など <p>③ 正当な理由のない身体拘束 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・車いすやベッドなどに縛り付ける・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

↓話し合うポイントの例

3要件を満たさない身体拘束は身体的虐待に当てはまりません



性的虐待	<p>○あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・キス、性器等への接触、性交・性的行為を強要する。・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。・わいせつな映像や写真をみせる。・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。・更衣やトイレ等の場面のぞいたり、映像や画像を撮影する。・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・怒鳴る、罵る。・「ここ（施設等）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言ひ脅す。・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。 など <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。 など

他人から見える状況でおむつ交換をするのは性的虐待に当てはまります

「〇〇ちゃん」と支援者が呼ぶことは(学齢以上の)子どもでも不適切、大人では「〇〇くん」も不適切と考えられます



③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度

【具体的な例】

- ・無視する。
 - ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。
 - ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。
 - ・話しかけ等を無視する。
 - ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
 - ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。
- など

④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為

【具体的な例】

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。
- ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。 など

⑤ 交換条件の提示

【具体的な例】

- ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしなさい」などの交換条件を提示する。

⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為

【具体的な例】

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。
- ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。 など

無視して放っておくのは、
「放棄・放置」にも当てはま
ります

「〇〇したら、□□させてあ
げる」ということは、よくあ
ることかも



	<p>⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
放棄・放置	<p>① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など <p>② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。・本人の嚥下できない食事を提供する。 など



	<p>③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・移動に車いすが必要であっても使用させない。・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。 など <p>④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。 など <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>
経済的虐待	<p>○ <u>本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</u></p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。・年金や賃金を管理して渡さない。・年金や預貯金を無断で使用する。・本人の財産を無断で運用する。・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。・本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。・金銭・財産等の着服・窃盗等（障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。）。・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。・本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

同意の強要をしていないか

周りには無駄遣いに見えても、本人にとってどうか



身体拘束適正化と虐待防止

不適切な身体拘束を行うこと

必要な身体拘束を行わないこと



どちらも虐待となり得ます

例えば

身体拘束による外傷・廃用：身体的虐待

身体拘束により尊厳を損なう：心理的虐待

必要な身体拘束を行わないことで自傷・他傷・器物損壊

：放棄・放置



身体拘束適正化研修と虐待防止研修を合わせて行うことができます